即位・大嘗祭Q＆A
天皇代替わりってなに？

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京事務局

はじめに…私たちは、なぜ『天皇代替わりってなに？Q&A』を出版するのか？

私たち、安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京は、二〇一三年一二月二六日の、安倍首相の靖国神社参拝に対して、二〇一四年に六三三人の原告によって、国・靖国神社・安倍晋三個人を相手どって裁判をおこしています。

東京地方裁判所では一二回の口頭弁論を経て、二〇一七年四月二八日にいよいよ判決となります。

ところで、いま、明仁天皇の「生前退位」をめぐって、いろいろな議論がなされています。しかし、国会での議論がおこなわれる前に、早くも二〇一八年中の退位と新天皇の即位、それに伴う「即位の礼」、新元号の制定、二〇一九年秋の「大嘗祭（だいじょうさい）」というぐあいに、「代替わり」の儀式をすることが、決まった話のように進んでいます。

天皇や天皇制については、いろいろな議論があると思いますが、天皇制は「国民主権」原則にたつ日本国憲法で規定された国家の制度です。即位にともなういくつかの儀式や「大嘗祭」などは、まぎれもない宗教的な儀式です。政府は特別会計を組んで、それらを公的な儀式として行なおうと考えているようですが、これは国の宗教行為を禁じた憲法第二〇条（国及びその機関は、いかなる宗教的活動もしてはならない）などに対する明白な違憲行為です。

私たちの安倍靖国参拝違憲訴訟の論点の一つは、まさしくこの、「国が特定の宗教と結びつく」政教分離問題にありました。天皇の「代替わり」がマスメディアを賑わすなかで、天皇代替わりに関する政教分離問題に対する指摘が余りに少ないことを、私たちは懸念しています。

私たちは、まずそのことを訴えたいと思い、この小さなパンフをつくりました。

二〇一七年四月

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京事務局

Q 1 「代替わり」ってなに？

天皇が交代すること＝「代替わり」は、近代天皇制においては、天皇の死によってしかありえませんでした。「皇国史観（こうこくしかん）」的には、一瞬でも「皇位」が空白になっては困るので、天皇の死によって、継承順第一位の人物が、自動的に皇位を継承（践祚（せんそ））することになっていました。

昭和天皇の死＝明仁天皇の即位は、一九八九年一月七日。翌日から「平成」改元となり、二月二四日に昭和天皇の「大喪（たいそう）の礼」が行なわれました。一九九〇年一一月一二日には「即位の礼」、同一二日から一三日にかけて「大嘗祭（だいじょうさい）」がおこなわれました。

約二年間、主なものだけで八九件にものぼる葬儀と即位に関する一連の儀式がありま

した。「ハレとケ」のようにこの社会の時間が彩られたのです。このうち「大喪の礼」と「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」「即位礼正殿の儀」は国事行為として行なわれ、また皇室行事として行なわれた「大嘗祭」にも国の特別予算が支出されるなど、明らかな政教分離違反が行われました。「代替わり」の時期には、コンサート・芸能などの「自粛」キャンペーンや天皇批判の言論への右翼テロや政治弾圧など、民主主義の根幹に係わる問題も多く発生しました。

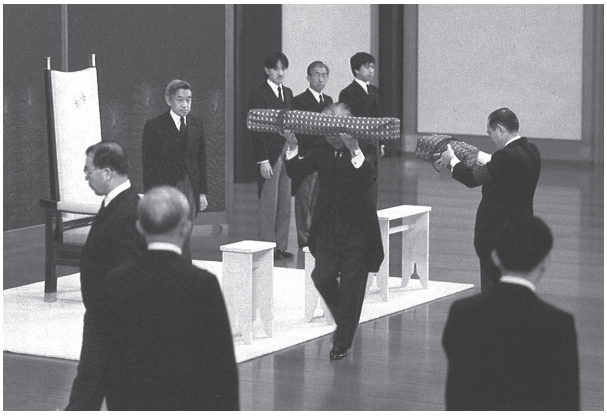
まずは「三種の神器」などの引き継ぎから。

今回、明仁天皇の「生前退位」によって、天皇の死によるのではない「代替わり」が始まっています。天皇自身がそれを発意し、さまざまな意見の違いはあっても、まわりが天皇の意思を忖度して動くことはあたりまえになっています。国の制度である天皇制が何であるかを決めてよいのは天皇ではありません。民主主義が問われています。

Q 2

政教分離ってなに？

憲法の条文には「政教分離」という言葉は出てきませんが、日本国憲法は第二〇条一項「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」、三項「国およびその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と定めています。この条文が政教分離の原則で、国が特定の宗教と結びついてはならないことを定めています。さらに、八九条で、宗教上の組織団体への公金支出をしてはならないことも定めています。

特定の宗教と結びつくと、国民の宗教心を利用して為政者（いせいしゃ）の思うままに有利な政治活動を進めやすくなります。

アジア・太平洋戦争で敗戦に至るまでの日本は国と特定の宗教が結びつき、誰も戦争に反対できない、国の動きに反対の意見を持つ者が「非国民」と攻撃される社会でした。その根っこには、天皇制や靖国神社、国家神道がどっしりと座り、日本の軍国主義の柱となっていたのです。

そのために、いったいどれだけの尊い命がアジア各国で、そして日本国内で犠牲とされたことでしょう。

奉納された真榊が、憲法違反の証拠。

このことへの深い歴史的反省により、現憲法の上記二〇条や八九条で、国と特定の宗教とが結合しない、分離した状態にあることを定めているのです。

国が特定の宗教と結合する時、最も大切な人権の一つである思想信条の自由が国により侵され、人心が国によってコントロールされる社会となってしまうこと、それは国のために人々が犠牲を払うことが強制される社会につながります。

二度と私たちは、国に命を捧げることが当たり前のような社会に戻ってはなりません。政教分離原則の大事な立法趣旨です。

Q 3 「即位の礼」ってなに？

即位の礼とは、天皇が地位を継承したことを内外に示す一連の儀式を言います。

一九九〇年の「即位礼正殿の儀」で、明仁天皇は「日本国憲法及び皇室典範の定めるところによって皇位を継承しましたが、ここに『即位礼正殿の儀』を行い、即位を内外に宣明いたします」と宣言しています。昭和天皇の時は「朕惟うに我が皇祖皇宗惟神の大道に遵び」で始まり「祖宗神霊の降鑒に対することを得しめよ」という言葉で締めくくられた「即位礼ノ勅語」を発しています。

まさに国家神道宣言です。

「降鑒」とは、神霊が天上から下界の人間を見守ることです。

即位の礼は、天皇が宮中三殿に祀られている天照大神・天神地祇・歴代の天皇など神々に即位の礼を行うことを告げる「賢所・皇霊殿・神殿に期日奉告の儀、伊勢神宮・天皇陵等に勅使発遣の儀」で始まり、一年をかけて「即位礼・大嘗祭後賢所御神楽の儀」で終わる宮中祭祀を中心とした三〇以上の儀式の連続です。

首相の発声で、高御座の天皇に向かって「万歳」。

一九九〇年に行われた「即位の礼・大嘗祭」の費用は、一二三億円の巨額に上っています。

明仁天皇の時は、「即位礼正殿の儀」。ロールス・ロイスのオープンカーパレード「祝賀御列の儀」。四日間にわたって行われた晩餐会「饗宴の儀」のみを国事行為として、その他は「皇室の公的行事」という形式で、政教分離違憲行為に抵触することを巧妙に避けようとしましたが、神奈川「バンザイ違憲訴訟」など政教分離違憲訴訟が各地で起こされました。

首相・閣僚などによる靖国神社私的参拝論と同様のまやかし論です。

Q 4

「大嘗祭」ってなに？

大嘗祭（だいじょうさい）は、天皇が即位後、初めて行う新嘗祭（にいなめさい）です。

一一月二三日、今は、国民の祝日に関する法律で「勤労感謝の日」として休日になっていますが、戦前は「新嘗祭」という祭日でした。

マスコミ報道などによって、毎年風物詩のように報道される皇居内での天皇の田植え・稲刈りは、実は宮中祭祀や伊勢神宮などに穫れた穀物を送るための神事なのです。

大嘗祭では、そのためにだけ大嘗宮を造営し、悠紀（ゆき）殿及び主基（すき）殿において新穀を皇祖及び天神地祇（てんじんちぎ）に供え、自らも食し、国家・国民のためにその安寧と五穀豊穣などを感謝し、祈念するという宗教儀式を行います。

そのため、大嘗祭は国事ではなく、皇室の公的な行事というまやかしの論が考え出されました。

大嘗祭は、皇室の行事とされましたが、大嘗祭関連直接費用だけでも二二億円（うち、大嘗宮造営関係費用約一四億円）という膨大な臨時費が組まれました。大嘗宮は、大嘗祭のためにだけに悠紀院・主基院を設け、それぞれは黒木造、掘立柱、切妻造妻入りで建てられ、屋根は青草ぶきという特殊な建物が、三〇棟余り仮設される祭場で、一九九〇年の時は、皇居東御苑に建設されました。

大嘗祭は深夜の神事。

折口信夫による、新天皇は大嘗宮に敷かれた神座で衾にくるまり天照大神を迎え、神膳供進と共食儀礼を中心とする祭祀を行い、天皇霊を身に受けることによって天皇は神になるという「真床襲衾」論が有名です。

大嘗祭は、現人神を生み出す宮中祭祀の中心的宗教儀式です。

Q 5

「現人神（あらひとがみ）」ってなに？

戦前、天皇は「現人神」と言われました。「天照大神（あまてらすおおみかみ）」の子孫であり、「万世一系（ばんせいいっけい）」の皇統（こうとう）（天皇の男系系統）を引き継ぐ「神聖にして犯すべからざる」存在の天皇は、「生きている神様」というわけです。「お顔を見ても目がつぶれる」と言われ、天皇が外出（行幸（ぎょうこう））のとき沿道に駆り出された人々は深く頭を下げ、顔を上げることも許されなかったものです。

戦前、天皇、皇后の写真（御真影（ごしんえい））は各学校に配布され、写真と教育勅語を収める奉安殿（ほうあんでん）が各学校に作られました。児童、生徒は学校の校門をくぐると奉安殿にまず最敬礼しなければなりません。礼の仕方が悪いと「不敬」と叱責されます。小さな子どものときから、

天皇は神様だということを頭に叩き込まれるわけです。神様ですからその言われることに間違いはありません。戦争をすると言われればその戦争は聖戦に決まっています。臣民は命を惜しまず勇ましく死ぬことこそが一番の忠節と信じたのです。

戦後、一九四五年九月二七日、天皇は連合国最高司令官マッカーサー元帥を訪問しましたが、その時の写真が新聞に出ました。みな仰天しました。威張って腰に手をかけた大男のマッカーサーのわきに直立不動の姿勢をしている小男の昭和天皇。誰もがこれは神様ではないと思わざるを得ませんでした。

一九四六年一月一日、昭和天皇自身が自分は神様ではないと「人間宣言」を発表しました。でも、もうこれに驚く人は誰もいませんでした。

「これは神様ではない！」

Q 6

……即位礼・大嘗祭違憲訴訟ってなに？

明仁天皇の代替わり宗教儀式に政府や自治体が関与したのは「政教分離」「国民主権」の憲法に違反すると、全国でいくつもの裁判が起こされました。

「滋賀献穀祭違憲訴訟」…大嘗祭の五年前ですが、滋賀県の献穀祭（新嘗祭献納の米粟収穫神事）に「公費支出」の違憲判断と公費返還を求めた住民訴訟。大阪高裁判決「返還要求は棄却だが公費支出は憲法二〇条三項に違反する」と実質勝訴しています。

大嘗祭に関わる訴訟としては、次のようなものがありました。

①「大分抜穂の儀違憲訴訟」…「主基斎田抜穂の儀」に県知事が出席したことの違憲性などを問う住民訴訟。

②「大嘗祭鹿児島訴訟」…県知事の大嘗祭出席の違憲性と費用の返還を求めた住民訴訟。

③「大阪即位礼大嘗祭違憲訴訟」…宗教儀式に国が関与したことの違憲判断と公費返還、賠償を求めた国賠訴訟。全国一七〇〇人の住民が大阪で提訴。

④「神奈川バンザイ訴訟」…主権者県民の代表である県知事が即位礼大嘗祭に参列、「一・三mも下位から天皇を仰ぎ見てバンザイを叫んだ」ことなどの違憲性を問う住民訴訟。

⑤「東京即位礼大嘗祭違憲訴訟」…都知事の宗教儀式参列、都主催奉祝式典、献上品、植樹、花電車など五一二〇万円支出の返還と違憲性を問う住民訴訟。

大分県知事の儀式出席に抗議する市民。

①②④⑤の訴訟に対する最高裁判断は「儀式の宗教性は否定できないが、歴史的伝統文化であり、祝意を表すのは社会儀礼」として、いずれも違憲かどうかの憲法判断を避けています。

③の訴訟は、大阪高裁判決で「国の関与は政教分離規定と国民主権の憲法に違反する疑いが否定できない」と認め一部勝訴しました。

Q 7

悠紀田、主基田ってなに？

昔は、穀物の収穫管理が支配者にとって最も重要でしたから、宮中の収穫神事については日本書紀などに多く記されています。

現在も、天皇は新嘗祭（一一月二三日）で新穀（米・粟（あわ）など）の初穂を神に捧げる神事を毎年行っていますし、宮中への新穀献納を栄誉として、収穫神事（抜穂（ぬきほ）の儀、献穀（けんこく）祭など）を大々的に行い続けている地域もあります。

大嘗祭（だいじょうさい）は新天皇となる〝人〟が天照大神と寝食を共にして神霊を受継ぎ〝天皇〟となる「天皇を神としていた時代の」重要神事です。儀式で使う米（神酒と飯米用）を耕作する特別な二つの斎田（さいでん）が、悠紀（ゆき）田と主基（すき）田で、飛鳥時代頃から、朝廷の支配地域の広さを誇

示するために東西の二地方の田から新穀を供出させたようです。二つの地方は、大嘗祭の年の二月に宮中前庭で甲羅（こうら）を焼く亀卜（きぼく）神事で決めます。明治以降は、悠紀地方として静岡・長野・新潟などを含め東日本八県から悠紀斎田、主基地方として西日本二九府県から主基斎田が、決められました。各斎田では「大祓い」「斎田抜穂の儀」など数々の神道儀式を行って収穫献納します。ただし、現行の悠紀・主基斎田での献穀祭など諸儀式の形は、皇室神道の権威を強めるために、一八八九年旧皇室典範（こうしつてんぱん）の裁定から一九〇九年の旧登極令（とうきょくれい）公布までの明治時代後半二〇年間に決められた形式です。つまり、せいぜい一二〇年前に決めた形式で、古来から連綿と続く歴史的伝統文化ではありません。

献穀祭の儀式も明治以降に作られたもの。

Q 8

「三種の神器」ってなに？

「三種の神器」とは、歴代天皇が皇位の印として継承して来たと言われている神話に基づく、鏡（八咫鏡）、剣（草薙剣）、玉（八坂瓊勾玉）のことを言います。いずれも「古事記」や「日本書紀」を起源としています。

皇室典範（一九四七年法律三号）では、天皇が死去した場合、「皇嗣（皇位継承者）が、直ちに即位する」（四条）とだけ規定していますが、旧皇室典範（一八八九年制定）では、「天皇崩ずるときは、皇嗣即ち践祚し祖宗の神器を承く」（一〇条）としていました。「践祚」とは、皇嗣が天皇の地位につくこと。皇位継承、です。

昭和天皇が死去した一九八九年一月七日の直後、皇太子明仁は天皇に即位し、皇居「松

の間」で国の儀式として「剣璽等承継の儀」を行い、三種の神器、御璽（天皇の印）、国璽（日本国の印）等を承継しました。

戦後廃止された登極令（一九〇九年皇室令第一号）では、三種の神器のうち、剣や璽が新天皇の下に自ら動くという考えから「剣璽渡御の儀」と呼ばれ、国璽と御璽と共に侍従長が新天皇の前の机に置きましたが、天皇の皇室祭祀権を世襲する行為を、国事行為として挙行したことは、現日本国憲法の象徴性を越権しており、また明白な政教分離違反と指摘されます。天皇が一泊以上の旅行の時、侍従が剣と勾玉を捧げ持ち随行することを「剣璽動座」と言い、天皇の伊勢神宮参拝等で今も行われています。

天皇の後の箱に「草薙剣」が入っている。

Q 9

宮中祭祀ってなに？

宮中祭祀（きゅうちゅうさいし）とは、皇居の中にある宮中三殿で行われる様々な祭りを中心とした祭祀のことで、皇室神道行事を指しています。天皇は皇室祭祀の最高祭司です。宮中三殿とは、皇祖神（こうそしん）・天照大神（あまてらすおおみかみ）を祀（まつ）る賢所（かしこどころ）、歴代天皇の祖霊を祀る皇霊殿（こうれいでん）、天神地祇（てんじんちぎ）、八百万（やおよろず）の神々を祀る神殿の三つです。皇室祭祀は大祭と小祭に分けられ、大祭は天皇自らが祭主として執り行います。大祭は、紀元節祭や新嘗祭（にいなめさい）など一三の祭祀があり、新天皇が即位した後の新嘗祭が、大嘗祭となり、天皇一世一代の大祭となります。

敗戦までは宮中祭祀は国の祭祀でした。一八七一年の太政官布告によって「神社は国家の祭祀」とされ、宮中祭祀も一九〇八年に皇室令の一つ「皇室祭祀令」によって定められ

新嘗祭の儀式。

ました。敗戦後にＧＨＱによって国家神道は解体され、「神道指令」によって国家の祭祀であった神社は「宗教法人神社本庁」に位置づけを変えました。宮中祭祀は、宮内省から宮内庁へと移行され、国政から切り離されていた旧皇室典範も廃止され、現在の全面改定された皇室典範は一般法となり、皇室祭祀令も廃止。ところが宮内庁は内部通牒を出し、「新たに明文の規定がなくなった事項については、旧皇室令に準じて実施すること」として、依然として旧皇室令に基づいた宮中祭祀が行われています。戦後の宮中祭祀は、「天皇家の祭祀」の位置づけとなりながらも、その費用は皇室経費の内廷費（天皇及び内廷皇族の生活費）から支出されています。

Q 10

国家神道ってなに？

明治維新は日本を近代的統一国家に変えましたが、政治的には「王政復古」でした。徳川家を倒しても、それに代わる力を独りで持つ大名はいなかったので、財力も武力もないが、「宗教的権威」はあった天皇を、担ぎ上げたのです。

「官軍」は「天子様（天皇）」を宣伝しながら維新を成功させました。

江戸時代、観光の名所として民衆に人気が高かった皇室の祖神・天照大神（あまてらすおおみかみ）を祀る伊勢神宮を頂点に、全国の神社を再編成しました。江戸時代神仏混交で仲の良かった寺も攻撃（廃仏毀釈（はいぶつきしゃく））、世の変化に喜び顔を出した隠れキリシタンを捕まえ大弾圧しました。この時政府の考えは神道を国教にすることでした。しかしキリシタン弾圧が欧米の大非難を浴び、

制限付きですが信仰の自由を認めざるを得ず、国教化は挫折しました。

しかし政府は神道は宗教ではなく、「祭祀」であると詭弁を作り出し、神社神道と皇室神道を結合させて国家神道を作り、宗教以上の超越的な「国民道徳」として国民にこれを守ることを命じました。教育勅語はその基本教典というべきものです。戦前の日本、大日本帝国は「祭政一致」の国でした。

アジア・太平洋戦争に入り、時勢が厳しくなると、キリスト教徒などにも神社参拝や宮城遙拝（きゅうじょうようはい）を強要するなど、国家神道は猛威を振るい、信仰の自由など消し飛んでしまいました。

国家神道は敗戦後占領軍の指令によって解散させられ、「神々」はみな宗教になり、伊勢神宮、靖国神社も一宗教になり、日本は政教分離の国になったのです。

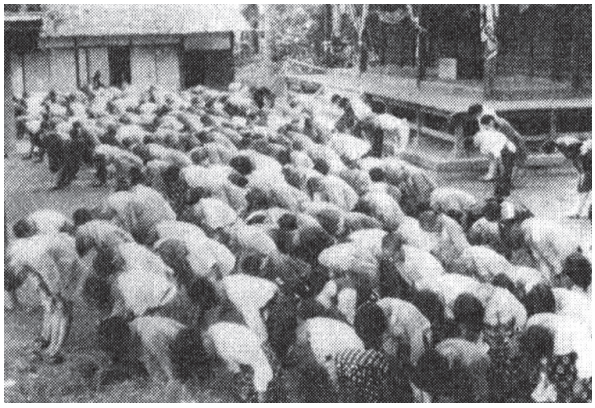

戦中の小学生、神社で「宮城遥拝」。

Q 11

……天皇と靖国神社の関係ってなに？

戊辰戦争で死んだ「官軍」の死者を祀るために、明治天皇の命令で創建された東京招魂社が、一八七九年に改称されたのが靖国神社です。靖国神社は天皇のために「命を捧げた」人びとを、「英霊」として祀る神社として作られました。

その後「天皇の軍隊」の死者は合祀され続け、現在では二四六万人以上が靖国神社に祀られています。あくまで天皇のために戦って死んだ人間だけが対象なので、「戦闘に協力した」と認められた人以外の一般戦災死没者は含まれていません。

戦前、靖国神社は国家神道の中心施設でした。合祀は天皇の勅許によるとされ、また例大祭などへの天皇・皇后、皇族の参拝や代拝が頻繁におこなわれるなど、天皇の「臣

下」を祀る神社としては異例の待遇を受けていました。戦後は、一宗教法人という建前ですが、実際には戦没者名簿の提供など国の協力は続き、靖国神社による天皇への祭神名簿の「奏上」も続いています。

靖国神社には天皇の勅使が参向している。

なお、戦後、昭和天皇は八回靖国神社を参拝していますが、一九七五年を最後に天皇自身の参拝はありません。二〇〇六年に「発見」された「富田（元宮内庁長官）メモ」によれば、A級戦犯合祀を「昭和天皇が不快に思った」からとのことですが、サンフランシスコ講和条約を受け容れることで延命した天皇が、A級戦犯を「慰霊」するわけにはいかないということでしょう。

しかし、現在も春と秋の例大祭には天皇の勅使が「賜り物」をもって参向していることに、靖国が天皇にとって特別な神社であり続けていることが示されています。

Q 12

「慰霊」ってなに？

よく米国のアーリントン国立墓地等を例に出して「戦死した兵士の慰霊は万国共通に見られる普遍的なもの」等と言われたりしますが、正確には英語の Memorial の訳語は「亡くなった方を思い出し記憶すること」で「追悼」がふさわしい訳語です。それに対して「慰霊」は、生きている者が死者の霊を慰めること、英訳すると comfort the spirit of the dead で、ずいぶん意味が変わります。神道的な宗教観が色濃く反映された神道用語と言ってもよいものです。しかも、古来の神道における「慰霊」は、死者の霊を供養によって鎮めるという「鎮魂」の意味を表していたのに対して、明治以降新たに靖国神社や護国神社において創り出された「慰霊」の言葉には、幕末維新の政争によって生まれた国事殉難者

（戦死者）の「招魂（しょうこん）」思想が新たに込められ、具体的には「天皇のために命をささげた戦没者を神として祀り顕彰（けんしょう）（褒め称える）する」という意味も込められ、招魂された戦没者が「英霊」として顕彰される、という靖国的参拝を表す宗教的意味をも併せ持つようになりました。遊就館の展示では「慰霊」をMemorialと英訳していますが、万国共通の「追悼」の概念ではなく、政教分離原則に基づけば、国や地方自治体の行事やマスコミなどで「慰霊」の言葉を使うのはふさわしくありません。政府主催の「全国戦没者追悼式」で、一九七五年に中央の標柱を「全国戦没者追悼之標」から「全国戦没者之霊」に変更しました。これも靖国思想を念頭に入れた神道的な「慰霊」を表現している言葉であり、政教分離原則違反と言えます。

「慰霊」というのは宗教的な行為。

Q 13

「改元」ってなに？

元号を改めることを改元と言います。

元号とは、古代中国で行われた年月日の表示に支配者の名を冠して人民に使用を強制した制度から始まり、周辺諸国が真似（まね）て広がった制度と言われています。権力者が領土を支配し、人民を支配し、時間を支配する仕組みであり、人民は元号を使用することによって権力者に服従の意を表す制度と言えます。

日本では大化の改新より始まり、古くは天皇の代替わりだけではなく、災害が起きた時などに変わることがありましたが、明治になって天皇一代に一元号となり、天皇が時間を支配するという形となりました。戦後、このことを決めた旧皇室典範（こうしつてんぱん）は廃止されましたが、

「新元号」を発表する小渕官房長官。

一九七九年元号法により法制化されました。

1. 元号は、政令で定める。
2. 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

この法案が提出された国会において、「自分は西暦でいきたいという方につきましては、今日までと同様に、併用で、自由な立場で届け出を願ってもこれを受理する。」という答弁がされています。したがって、卒業証書などについては、西暦を希望すれば認められることになります。

Q 14

天皇の「ご公務」ってなに？

天皇の「ご公務」とは、憲法に定められた「国事行為」以外の、「公的行為」のことです。内閣総理大臣及び最高裁判所長官の親任式、外国特命全権大使の信任状捧呈式、勲章親授式などの宮殿で行われる儀式の他、拝謁、会見、茶会、天皇皇后主催の様々な行事が、宮殿などにおいて年間二〇〇件以上行われています。

外国に派遣される大使夫妻にも、赴任前と帰国後に会見。国際親善を目的とした国賓のための公式晩餐や外国要人、在京外国大使の引見、午餐、外国元首との親書・親電の交換。国民体育大会や植樹祭などの日本国内の「お出まし（行幸）」、外国訪問。皇太子・同妃はじめ皇族も、各種大会に出席し、皇室の「ご公務」の一端を担っています。戦後の「象

徴天皇制」のもとで、天皇の「公的行為」が拡大の一途をたどってきたことが伺われます。

国会開会式での「おことば」も国事行為ではない。

憲法第四条第一項には、「天皇は、日本国憲法の定める国事行為のみを行ない、国政に関する権能を有しない。」とあり、これらの「公的行為」が「違憲行為」であることは明白です。

「天皇の公務の負担軽減に関する有識者会議」の会合では、天皇の「公的行為」は、その時々の天皇が、「自らの考えで、程度、内容などを決めていけばよい。……」とあり、明らかな違憲行為である「公的行為」の拡大を追認するばかりか、その内容も天皇自身が決めてよいとの見解となっています。今後、「代替わり」によって天皇制がどのような方向に向かうのか、一層の課題認識が必要です。

Q15 「女性天皇問題」ってなに？

憲法第二条で「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範（こうしつてんぱん）の定めるところにより、これを継承する」とされ、その「皇室典範」の第一条には「皇位は、皇統（こうとう）に属する男系の男子が、これを継承する」とあります。女性は天皇になれないのです。いわゆる「女性天皇問題」とは、この規定が引き起こす状況および、その状況をめぐって提起される諸課題のことです。

つまり、「皇統に属する男系の男子」がいなくなるという状況とその対策問題です。現在、皇位継承者は四人。第一継承者は現皇太子で、次にその弟、三番目にその息子（天皇の孫）、そして現天皇の弟ですが、彼は年齢的に対象外だし、皇太子の弟も皇太子と同

年代であることから、現皇太子の次の世代は実質一人ということになります。

しかも、女性皇族は結婚したら皇族から離れなければならず、皇族の数も減っていくばかりです。こういった「お家断絶の危機」的状況は、近代天皇制が始まって以来、常に心配の種としてあり、その対策として、何度も女性天皇容認論が浮上してきました。戦前は認められていた側室（そくしつ）も、戦後は否定され「危機」は増幅しています。

女性皇族（秋篠宮眞子）の「公務」？

そのようななかで、天皇は伝統に則って男系男子で継承すべき派と、女性・女系天皇容認で安定を図るべき派による論争が続いています。一方で、男系男子規定は女性差別であるという女性天皇容認論がありますが、そのようにしてまで残すべき制度でしょうか。考える価値は十分にあると思います。

Q16 「祝日」ってなに？

元日、憲法記念日など、いくつかの国民の祝日の意味は、ほとんどの人がわかると思います。ただ、一九四八年「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、より良き社会、より豊かな生活を感謝し、又は記念する日を定める」として制定された国民の祝日が、実は大日本帝国憲法時代の祝祭日の名称変更、意義付けなど焼き直したものであることは知られていません。

戦前は、皇室祭祀と国の祝祭日が結びつき、天皇と皇室祭祀の権威を国民意識に刷りこむためのツールとして教育現場などで機能していました。

元日（四方拝・歳旦祭）、建国記念の日（紀元節）、春分の日（春季皇霊祭）、秋分の日

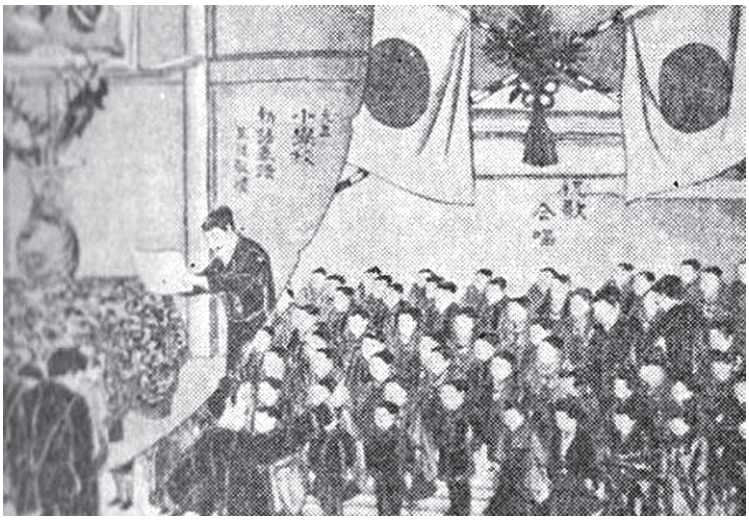

戦前の小学校では「祭日」に式典がおこなわれた。

（秋季皇霊祭）、勤労感謝の日（新嘗祭）、天皇誕生日（天長節）、昭和の日（＝昭和天皇誕生日）、文化の日（明治節＝明治天皇誕生日）等々、天皇や皇室祭祀に関する祝日の多さがわかります。［次ページ］

一九五一年三月の吉田茂首相の「独立後は紀元節を復活したい」発言から、神社本庁などが音頭をとり、紀元節復活の運動が活発化し、「建国記念の日」は、一九六六年六月成立しました。しかし、反対派は一九六七年の「建国記念の日」から紀元節復活反対集会を継続しています。

私たちは、祝日ではなく「休日」と言い慣らしていきたいと思います。

	「大日本帝国憲法」下（戦前）の「祝祭日」趣旨と変遷		「日本国憲法」下（戦後）の「祝日」趣旨と変遷	
1月1日	四方拝（祝）	天皇が早朝に、天地四方を拝する。法令で定められてはいない、年初の慣習による	元旦	年のはじめを祝う
				おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます ＊かつての元服の儀が行われたという日。1月15日に制定、2000年からハッピーマンデー
1月第2月曜日			成人の日	
2月11日	紀元節（祝）	日本書紀の神武天皇即位日（とされる日）	建国記念の日	建国をしのび、国を愛する心を養う
3月20日または21日	春季皇霊祭（祭）	春分の日に皇室が歴代天皇・皇后・皇族など皇祖の神霊を祀る儀式	春分の日	自然をたたえ、生物をいつくしむ ＊春季皇霊祭から続くもの
4月29日	天長節（祝）	天皇（昭和）誕生日	昭和の日（旧「天皇誕生日」・「みどりの日」）	激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす ＊「天皇誕生日（昭和）」、「みどりの日」から変更
5月3日			憲法記念日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する
5月4日			みどりの日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ ＊「天皇誕生日（昭和）」を変更したが、「昭和の日」制定で日付を変更

5月5日			こどもの日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する
7月第3月曜日			海の日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う ＊明治天皇が東北・北海道「巡行」を終え横浜港に到着した日とされる7月20日に制定、２００３年からハッピーマンデー
8月11日			山の日	山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する
9月第3月曜日			敬老の日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う ＊9月15日の「としよりの日」から始まり「祝日」化される。２００４年からハッピーマンデー
9月23日	秋季皇霊祭（祭）	秋季に行われる皇霊祭	秋分の日	祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ ＊秋季皇霊祭から続くもの
10月第2月曜日			体育の日	スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう ＊１９６４年の東京オリンピック開催日を記念し10月10日に制定、２０００年からハッピーマンデー
11月3日	天長節（祝）	明治天皇誕生日→明治節	文化の日	自由と平和を愛し、文化をすすめる
11月23日	新嘗祭（祭）	天皇が新穀を天神地祇に勧めて神を祭り、自らも食す	勤労感謝の日	勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう
12月23日			天皇誕生日	天皇の誕生日を祝う

日本国憲法　関連条文

（一九四六年一一月三日）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一条　天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条　皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条　天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条　天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

○2　天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条　皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条　天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

○2　天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条　天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一　憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二　国会を召集すること。

三　衆議院を解散すること。

四　国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五　国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七　栄典を授与すること。

八　批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九　外国の大使及び公使を接受すること。

十　儀式を行ふこと。

第八条　皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二十条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

○2　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

○3　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第八十九条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十九条　天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

明仁天皇代替わりで行われた主な儀式		
1989年	1月7日	＊昭和天皇死去
		「剣璽渡御の儀」※国事行為
	1月8日	＊午前0時「改元」（「昭和」から「平成」）
	1月9日	即位後「朝見の儀」（国事行為）
	2月24日	大喪の礼（皇居で斂葬の儀＋轜車発引の儀、新宿御苑で葬場殿の儀＋国葬大喪の礼）
1990年	1月23日	賢所・皇霊殿・神殿に「奉告の儀」
	1月25日	「伊勢神宮・神武天皇・前四代天皇陵奉幣の儀」
	2月8日	「斎田点定の儀」
	9月28日	「斎田抜穂の儀」（悠紀田）
	10月10日	「斎田抜穂の儀」（主基田）
	11月12日	即位礼当日「賢所大前の儀」
		即位礼当日「皇霊殿・神殿に報告の儀」
		「即位礼正殿の儀」※国事行為
		「祝賀御列の儀」（オープンカーでのパレード）※国事行為
	11月12-15日	「饗宴の儀」※国事行為
	11月16日	伊勢神宮に「勅使発遣の儀」
	11月20日	「大嘗祭前二日御禊・大祓」
	11月21日	「大嘗祭前一日鎮魂の儀・同大嘗宮鎮祭」
	11月22日	大嘗祭当日「神宮に奉幣の儀」
		大嘗祭当日「賢所大御饌供進の儀」
		大嘗祭当日「皇霊殿・神殿に奉告の儀」
		大嘗祭当日「大嘗宮の儀・悠紀殿供饌の儀」
	11月23日	「大嘗宮の儀・主基殿供饌の儀」
	11月24、25日	「大饗の儀」
	11月27-28日	「即位礼・大嘗祭後神宮に親謁の儀」
	12月2、3、5日	「即位礼・大嘗祭後神武天皇・前四代天皇陵親謁の儀」
	12月6日	「即位礼・大嘗祭後賢所・皇霊殿・神殿に親謁の儀」
		「即位礼・大嘗祭後賢所御神楽の儀」で即位関連36儀式行事終了
1991年	2月23日	皇居正殿松の間で皇太子徳仁に「立太子の礼」、皇太子宣明、壺切御剣授与。

即位・大嘗祭Q＆A　天皇代替わりってなに？

2017年4月28日　第1刷発行
2017年5月10日　第2刷発行

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京事務局
e-mail：noyasukuni2013@gmail.com
〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13
郵便振替口座：00170-2-291619
（加入者名：安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京）